

## にかほ市狂犬病予防注射 1次巡回日程

☎ 生活環境課 ☎ 32 - 3033

飼い犬には年に一度の狂犬病予防注射が必要です。必ず受けさせましょう。市に登録している犬の飼い主の方には、集合注射受診ハガキを送付します。予防注射を受ける際には、ハガキと料金（1頭3,500円）を持参してください。つり銭のないようご協力をお願いします。

※注射の際は獣医師の指示に従い、飼い犬に必ず首輪とリードをつけるなど安全上の配慮をお願いします。

※動物病院等での個別予防注射は、料金が異なります。

※都合により自宅往診を希望される方は、各地域注射日3日前まで生活環境課（☎32 - 3033）にご連絡ください。（自宅往診手数料は注射料金+1,000円）

※近くの会場で受けられない場合は、他地域の会場で受けることもできます。

※登録していない飼い犬は、登録手続後の注射になります。（登録手数料は1頭3,000円）

※飼い犬の死亡や転出、転入、飼い主の変更には、生活環境課または金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班で手続きが必要になります。

### ◆象潟地域

実施月日	時間	場所
4/15 (水)	午前	9:30~11:00 上郷生活改善センター前
		11:10~11:30 自宅往診（上郷地区）
	午後	13:30~14:30 都市農村交流センター駐車場
		14:40~15:10 小砂川駅前
		15:15~15:30 自宅往診（上浜地区）
4/16 (木)	午前	9:30~11:45 象潟公民館駐車場
		13:15~15:00 象潟B&G海洋センター
	午後	15:05~15:20 自宅往診（象潟地区）

### ◆金浦地域

実施月日	時間	場所
4/22 (水)	午前	9:30~11:20 金浦庁舎駐車場
		11:30~11:50 自宅往診（金浦地区）

### ◆仁賀保地域

実施月日	時間	場所
4/23 (木)	午前	9:30~11:30 仁賀保中学校前バス停付近
		11:35~11:50 自宅往診（院内地区）
	午後	13:40~14:20 老人憩の家はんの木前
		14:30~15:00 自宅往診（釜ヶ台地区）
4/24 (金)	午前	9:30~11:30 仁賀保庁舎裏側駐車場
		11:35~11:50 自宅往診（平沢地区）
	午後	13:10~14:10 とんがり童夢パオ前
		14:15~14:30 自宅往診（小出地区）

※第2次巡回注射は  
6月21日(日)の予定です。



## にかほ市会計年度任用職員募集

☎ 総務課 人事秘書班 ☎ 43 - 7507

対象 にかほ市に居住する方

雇用期間 ①5月1日～10月31日

②5月1日～令和3年3月31日

勤務時間 8:30～16:15

応募方法 総務課人事秘書班、金浦市民サービスセ

ンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募

応募期限 4月10日(金) 午後5時まで

採用方法 ◇1次…書類選考（選考後、面接日を連絡）

◇2次…面接（担当課で実施）

No.	職種	勤務地（担当課）	人数	報酬	勤務形態	保険	応募条件
①	市有地環境整備	市有地 (総務課 ☎ 43 - 7507)	2人	6,447円～ (日額)	週5日程度	社保 雇保	普通自動車運転免許を有し、 草刈機操作のできる方
②	介護支援専門員	地域包括支援センター (地域包括支援センター ☎ 32 - 3045)	1人	6,017円～ (日額)	週1日程度	なし	ケアプラン点検者研修受講済みで、 介護支援専門員実務経験3年以上の方

## 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料 ～4月からの特別徴収(年金引き落とし)～

☎ 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

### ◆特別徴収額

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めていただいている方については、令和2年4月・6月・8月の年金から仮徴収額（前年度の金額を元に仮に算定された金額）として、2月の年金から引き落としされた金額と同額が引き落としされます。

また、4月から新たに特別徴収の対象となる方には、4月1日付けで仮徴収額のお知らせを送付しますのでご確認ください。

### ◆仮徴収額の平準化

昨年度の仮徴収額（4月・6月・8月）と本徴収額（10月・12月・翌年2月）の差が大きい方は、1年間を通じて引き落としされる金額が均等になるよう、6月以降の仮徴収額を調整（平準化）します。対象となる方には後日お知らせを送付します。

### ◆納付方法の変更

納付方法について、「特別徴収」から「普通徴収（口座振替）」に変更することができます。希望される方は担当までお問い合わせください。

## 軽自動車税種別割 ※軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変わりました

☎ 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

### ◆4月下旬から5月中旬に車検を受ける予定の方へ

軽自動車・250cc超えのバイクの継続検査（車検）を受ける際には納税証明書が必要ですが、4月下旬から5月中旬までに車検を受ける車の軽自動車税種別割を口座振替で納付されている方は以下の点にご協力ください。

### ※4月29日(水)までに車検を受ける場合

車検は車検証の有効期限の1カ月前から受けることができます。令和元年5月中旬にお送りしている令和元年度の納税証明書が使用できますので、お早めに車検を受けることをお勧めします。

### ※4月30日(木)～5月18日(月)に車検を受ける場合

令和2年度の継続検査（車検）用の納税証明書がお手元に届くまでに車検を受ける場合は、口座振替されたことが確認できる通帳をお持ちになり、税務課または金浦市民サービスセンター・市民課市民サービス班で継続検査（車検）用納税証明書を取得したうえで、車検を受けていただく必要があります。

### ◆軽自動車税種別割の減免申請について

軽自動車税種別割には減免制度があります。減免を受けようとする方は、軽自動車税種別割納税通知書を受け取った日から、納期限7日前までに申請してください。詳細についてはお問い合わせください。

申請期限 4月23日(木)

※納期限は4月30日(水)

### ◆軽自動車税種別割や住宅使用料がコンビニ納付・スマホ決済(PayPay・LINE Pay請求書払い)に対応

4月から下記の市税・料金がコンビニ納付・スマホ決済(PayPay・LINE Pay請求書払い)で納付ができるようになりました。

①軽自動車税種別割 ②住宅使用料

## 固定資産税に関わる価格の縦覧

☎ 税務課 資産税班 ☎ 43 - 7505

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方に、ご自分の固定資産（土地・家屋）の評価額が適正であるかどうか確認していただくための制度です。市内に土地や家屋を所有している納税者は、土地・家屋の価格を縦覧することができます。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)までの平日

縦覧場所 税務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班

縦覧できる方 市に固定資産税を納税している方、納税管理人の方

必要書類 本人確認できる書類（運転免許証等）  
※非課税物件・免税点未満の物件を縦覧することはできません。

縦覧内容 (土地) ・所在・地番・地目・地積・価格  
(家屋) ・所在・家屋番号・種類・構造  
・床面積・価格

※土地のみ所有している方は土地についてのみ縦覧可能で家屋についても同様です。

縦覧費用 無料

